

平成26年度東京都税制調査会答申の概要（抜粋）

Ⅱ－３ 法人事業税、法人住民税及び法人税

- 地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが必要
- 我が国の企業の所得課税と社会保険料の事業主負担を合わせた公的負担は、諸外国と比べて必ずしも高いとはいえない
- 我が国の実効税率が高い理由は、諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする議論があるが、地方自治体が担う公共サービスの範囲の広さを考慮すべき
- 法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランスよく組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当

Ⅳ－２ これからの固定資産税制

- まちづくりに密接な関連を有する固定資産税のあり方については、地域の実情に合った制度を構築するという観点から、今後検討していくことが必要
- 少子・高齢社会における固定資産税制を考えるに当たっては、税制の問題と住宅政策や低所得者対策をはじめとした社会保障の問題とを総合的に検討していくことが必要